

物品等又は役務の名称及び数量	契約担当部署名	契約を締結した日	契約の相手方及び住所	契約金額	随意契約によることとした理由	備考
兵庫教育大学昇降機点検保守業務	総務部施設管理課施設企画チーム	平成25年3月29日	大阪市西区江戸堀2丁目6番35号 日本エレベーター製造株式会社	3,262,875円	<p>昇降機設備は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第8条第1項の規定により、常時適法な状態に維持するように努めなければならない。日本エレベーター製造株式会社は、本学嬉野台団地の8機すべての昇降機設備の製造会社であり、昇降機設備の信頼性及び安全性を確保するための高度な専門知識を有し、円滑な管理と事故発生時の迅速な復旧・再発防止処置のための保安態勢を備えている。</p> <p>このことから、日本エレベーター製造株式会社に保全業務を行わせることが本学にとって最も有利であると判断できる。</p> <p>したがって、国立大学法人兵庫教育大会計規則第26条第1項第1号及び国立大学法人兵庫教育大学契約事務取扱規程第9条第1項第6号の規定を適用し、日本エレベーター製造株式会社と適正価格で随意契約を締結したものである。</p>	